

<原著論文>

養子縁組里親、養親の抱える困難とその対処 －里親支援枠組みからの離脱とスティグマ

Coping with Stigma: the ambivalent attitudes of the adoptive parents to the support system

宮里 慶子¹, 森本 美絵²

要 旨

本稿は、養子縁組里親及び養親に対するインタビュー調査から、当事者自身が、抱える困難をどのように意味づけ、対処しているのか、その特徴をスティグマの問題から分析したものである。その結果、当事者は地域や学校等で特別視され排除されることがあり、その対処に迫られ、養育負担感が増す、抱える困難が拡大・深化する面がありながら、公的支援を受けることに消極的な傾向があるとわかった。

キーワード：養子縁組, 養親, 里親支援, スティグマ, 社会的排除

adoption, adoptive parents, support for foster parents, stigma, social exclusion

1. はじめに

社会的養護における里親委託活用を目指す、ここ10余年の一連の里親制度改革により、里親の募集・啓発・広報活動が強化され、里親登録者数は微増している。かつて里親希望者といえば養子縁組希望者が多く含まれていたが、現在は、養子縁組希望でない「本来」の養育里親の占める割合が高くなっている（厚生労働省2012）。しかし、一般にはまだ里親と養子縁組とは混同され、双方の当事者への偏見は根強い。筆者らのこれまでの調査においては、社会的意義を強く自覚する養育里親以上に、養子縁組里親・養親が社会の偏見やスティグマ烙印、ネガティブなレッテルを貼られる問題－に対処するにあたり立場性が弱い印象があった。里親の種別による実態の違いはまだ明らかでないことも多いが、養子縁組里親及び養親の特徴、その独特の困難性、他種の里親との共通点と違いをふまえた支援枠組みが必要ではないだろうか。

里親支援システムの現状では、養子縁組を希望する里親（以下、養子里親）についても他種の里親同様、公的な支援対象である。また、2012年3月に一

部改正された厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」には、養子縁組の支援の必要性及び養子縁組後の養親への支援が「必要に応じて」なされるという記述が新たに盛り込まれた。さらに、里親制度の一般の人々の理解の促進が必要とされ、どのような動機であれ、要保護児童の養育の社会的意義があることが記されている。養子里親・養親への支援については、民間の養子縁組斡旋機関が先駆的に行ってきた経緯があり、全国的にはこれから整備されるといっても過言ではない。

しかし、公的支援の対象としての位置づけはともかくとして、これまで、養子里親においては、養子縁組成立と同時に里親委託措置解除となり、里親登録をその後更新しない、里親会への消極的参加・退会傾向（木ノ内2009）があり、養親子を支援する民間機関からも距離をとる人も少ない。従来言説では、養子里親は養子縁組そのものが目的であり、子どもの福祉を理解した里親としての自覚が薄く、私物的わが子観により個人で問題を抱え込む等と里親の個人的な意識に帰され問題説明されることがあった¹。

本稿は、養子里親及び養親に対するインタビュー

1 Keiko MIYAZATO 千里金蘭大学生生活科学部児童学科

受理日：2012年10月31日

2 Mie MORIMOTO 京都橋大学人間発達学部児童教育学科

1 例えば、養子里親を「純粹」な福祉的動機付けの低い里親と見なして論議される傾向がある。和泉（2006）を参照。

調査から、その抱える困難と対処の特徴を当事者の意味づけより探索的に抽出し、紙幅の関係上、スティグマの問題に限定して論じる。そして、ともすれば養子里親・養親が支援対象から外れる、支援枠組みから離脱する傾向を、とりまく社会環境・支援状況から問い直し、当事者が語りえない困難があることを示唆する。

なお、本稿では、養子縁組を希望する里親を「養子里親」と表記を統一し、養子縁組後、「養親」となるが、複数子どもを養育し養子里親と同時に養親でもある状況や、養子里親から養親への移行過程をとりあげるので適宜使い分ける。また、「実親」「実子」は血縁上・生物学的親・子を指す。「里子」は委託児童のことで、調査対象者の語りに従って使用する。

2. 里親・養子制度をめぐる近年の動向

養子縁組は日本古来より行われていたものであるが、現行の養子制度には民法で規定される普通養子縁組と特別養子縁組がある。前者は家系や家業の相続・継承等を目的とするものが多く²、成人・未成年の区別なく、養親及び養子となる者双方の契約により養子は法的に養親の嫡出子となる。養子と実親とは法的に完全には切れず相続権、扶養義務は残り、養親子の離縁も認められる。後者は、実親による子の置き去り、遺棄、その他実親がいない、養育できない、あるいは虐待等の不適切な養育がある場合、養親候補者による試験養育期間を経て、家庭裁判所の審判で子どもと実親との関係を法的に終了させ、養親が唯一の親となり親の権利・義務を負う。つまり、子の利益・福祉を目的として、適用を受ける子どもには6歳という年齢制限があり、離縁は原則認められない。

特別養子縁組は、1987年の民法改正によって創設された制度で、司法統計によれば減少傾向にあり、近年の新受件数は年間300~400件台にとどまる。しかし、欧米諸国においては、法制度の枠組みの違いも大きく（養子と里親を考える会2001）単純には比較し難いが、里親制度と並び日本以上に養子制度が重視・活用されている。国連の「子どもの権利条約」（1989年採択、1990年発効）や2009年12月に国連総会で採択決議された「児童の代替的養護に関する

指針」にも示されるように、子どもにとっての家族・家庭を重視する国際的な共通認識のうえ、親・家庭を実質的に失った要保護児童に永続的・恒久的な家庭を保障する制度の一つとして位置づけられているのである。

米国では児童虐待問題の深刻化を背景として、1980年養子援助と児童福祉法（Adoption Assistance and Child Welfare Act of 1980）、1997年養子縁組及び安全家族法（Adoption and Safe Families Act of 1997）成立以降、要保護児童の実親家族への支援を積極的に行うとともに、養子縁組等により、子どもに永続的な家庭環境を提供するための援助計画を立てるパーマネンシー・プランニング（permanency planning）の理念が定着している。そして、今では各国でパーマネンシーに基づく児童福祉施策が推進されている。

日本でもそれらの影響を少なからず受け、児童虐待の増加を背景に、家庭養護の必要性について認識が高まり、集団処遇、施設中心施策からの転換が図られている。2002年の児童福祉法改正をはじめ一連の里親制度改革はその一端である。また、2008年の児童福祉法改正では、養育里親と養子里親とが区別され、従来からの里親と養子縁組との混同是正が期待された。なお、これに伴い養子里親には里親手当の支給がなくなった。2011年3月に issuance 同年9月及び2012年3月一部改正の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」や2012年3月同通知「児童相談所運営指針の改正について」では、社会的養護の必要な場合の里親委託優先の原則が示され、子どもの福祉制度としての養子縁組の意義・重要性も改めて見直されている。だが、要養護児童の大半に実親がいることから、養育里親他の里親制度改革が中心となり、養子制度は児童福祉法上に規定されていないこともあって、その改革は部分的なものにとどまったともみえる。

3. 調査の概要と分析の視点

3-1 調査の目的、方法

本稿は、2010年6月から2012年7月までの特定県内における里親に対する縦断的インタビュー調査を中心に、地域里親会はじめ関係機関・施設へのヒアリング調査、データ収集も併せ、現在も継続中の調

2 子どもの福祉を目的として、養育里親が普通養子縁組を行うこと等はある。

査の一部をもとに分析したものである。調査目的は、県内の里親の実態、里親の養育やとりまく社会環境、支援状況を明らかにし、地方における今後の里親支援モデルを示すことである。対象者は、養育里親及び専門里親を中心としファミリーホームも含み、養子里親・養親のみを対象とした調査ではない。各種里親のおかれた状況の違い、種別を越える共通の問題と支援のあり方を考えるため、対象を絞っていない。

本稿で用いる養子里親・養親2事例については、県内養子里親への委託数が少なく選定そのものが困難で、養親及び養子里親としての経験も語れることを条件に、里親個人、里親会の紹介で依頼した。なお、養子里親と養親とは法制度上は立場が異なるが、縁組手続き前後の心境の変化は多少あるものの当事者の意識には連続性が認められた。

インタビューの方法は、基本的属性や家族構成、子どもの委託経緯、養育状況、地域環境、児童相談所や児童福祉施設、保育所・幼稚園、学校、里親会等との関係、親子をとりまくフォーマル・インフォーマルな支援状況等の質問を軸に半構造化インタビューを採用している。本事例は里母・養母に対してその自宅で1回につき2時間程度のインタビューを現時点で3・4回行い、約3年間の状況・心境の変化を踏まえたものであり、録音機材(ICレコーダー)の使用許可を得てトランスクリプトしている。

なお、倫理的配慮として、方言による地域・出身地特定を避けるために、適宜、標準語に置き換える他、質的研究において厚い記述は重要ではあるが、本稿分析に差し障りのない限り無用に詳細な記述を避け、個人特定される一部を修正・加筆することを予め断っておく。対象者には調査開始時に研究目的を説明したうえ、発表の際に改めて説明を行い該当部分に目を通していただき、承諾文書を取り交わし掲載許可を確認している。

3-2 先行研究と本稿分析の視点

養子里親及び養親がどのような困難を抱えているかについて、先行研究では、主に親子関係の問題、特に真実告知をめぐる親子間の葛藤、子どもの試し行動その他の問題行動、子どものアイデンティティやルーツ、実親との交流に関する問題が中心に取り

上げられ、法制度、援助システム、援助実践の現状報告と課題が指摘されてきた(富田2011、環の会2008)。同様に養子の視点から上記困難を捉えた研究もある(森2005、2009、2010)。野辺(2009)は、先行研究において、親子間や個人の心理に問題を帰着させる傾向を批判し、社会との相互作用を視野にいれ、ゴフマンのスティグマ論等も援用し、家庭内だけでなく家族外の他者との問題経験を含めて養子の対処戦略を分析している。他に、里親委託児童と同様、社会的養護対象児童をめぐるスティグマや社会的排除に関する研究としては、児童養護施設入所経験児童・経験者対象の調査研究がある(西田他2011、田中2004)。

日本社会における養親子に対する思想背景、要養護児童の社会的排除、里親・養子制度が普及しない社会的養護施策の問題を考えるにあたり、比較文化的な問題意識から研究するヘイズ他(2006=2011)やグッドマン(2000=2006)の著作が基礎データを提供する。また、日本における養子制度活用の課題分析を目的とした研究に、当事者と一般の非当事者、専門職者の意識のずれについての調査分析(桐野1998、1999)や「養親はすばらしい」と称えながら自身は養子縁組をする気は全くなく血縁関係を重視する一般の人々の意識と、そのスティグマに抗して非血縁家族を構築する家族の意識の調査分析(古澤2005)等がある。

ところで、「スティグマ」とは、社会のなかで負の属性をもつとカテゴライズ、視線を向けられることであり、①肉体上の特徴、②性格行動特性、③人種・民族・宗教等、集団に帰属される3種のスティグマがある。スティグマ付与される者は「一般の」人々の態度・行為に対して、あるいはそれを予測し、直ちに特異性が明らかになるか否かで異なるが、負の情報を制御し、他者に隠す「パッシングpassing」やスティグマを認めるが目立たないように「カヴァリングcovering」といった対処を行う(Goffman1963=1980)。

上記をふまえ、本稿では、養子里親・養親が抱える困難のなかでどのようにスティグマが付与され、当事者は感じとり対処しているのか、当事者がおかれた地域・社会環境、支援の現状から考察する。そして、それは里子・養子に対するスティグマやその対処とは違う困難な側面があると推測・前提する³。

3 子どもの場合、親が庇護するため、スティグマ対処において大人と違う特殊な状況が生じるとされる(Goffman1963=1980)。

4. 養子里親、養親が抱える困難とスティグマ

とりあげる2事例、Aさん、Bさんは、いずれも実子はなく、里親登録後、比較的早い時期に児童相談所と民間養子縁組斡旋機関より乳児を委託・紹介され、現在、幼児と小学生に成長した子ども複数人と一人を養育している。夫はいずれも養子縁組に初めから賛同し、子どもを受託した後も妻の一番の相談相手である。子どもへのかかわり方も愛情が感じられるエピソードを聞くが、双方、仕事で子どもに日常的に関わることは限られ、Aさん、Bさんが中心的養育者である。Bさん家庭は子どもを受託当初、他に同居家族がいたが亡くなり、現在は双方の家庭とも親子以外の同居家族はいない。

4-1 非血縁の子どもを迎えるというスティグマ

Aさん、Bさんともに、里親制度や養子制度について全く知識を持たない状態から、個人で情報収集し、児童相談所や民間斡旋機関にたどりつき里親登録するに至っている。子どもが欲しいという願望を大っぴらにして探す、養子縁組を考えるという決意自体が周囲には洩らせないこととされる。それは不妊についてのスティグマともつながっている。不妊治療等を断念し年齢が比較的高くなってから里親になる決断をする人は少なくない。いわば養子縁組は積極的選択というより次善策である(野辺2012)。Aさんは、子どもがいない夫婦と実子がいる夫婦の中間に養子を迎えた夫婦を位置づけている。他の「一般の」夫婦と違う選択をすることについて、まず親族の反対にあうことも多い。非血縁の子どもを迎えるということだけで反対され、当事者がスティグマ問題に向き合わされる最初の段階になる。反面、親族の受け入れは当事者の大きな支えとなる。

A：私の方は、私の親は「いいんじゃない」という感じなのですが。主人の方はもう反対されて。怒られました。でも、まあ、一緒にね、生活して育っていくの見て。次の子の時は何も言われませんでしたけど。もう、初めの子をもらう時は大変で。そこまでしてもらわんでいい。血の繋がっている子どもを育てるのも大変なのに、血の繋がっていない子どもを育てるのはもっと大変だ、って。

Aさん、Bさんは、研修を受け制度や仕組みについて学び、理解を深めていく一方で、当初はよくわからなかった、機関職員に疑問に思っても尋ねられなかったという。一般的に児童福祉の制度や仕組みについて知られていないこと、機関との権力関係から言いたいことを遠慮する傾向が要因と考えられるが、もう一つの要因に、児童福祉独特の思想や理念が、これまで自分が抱えていた価値観の転換や内在化した負の意識を問うものであることが考えられ、「子どもが欲しい」という素朴と思えたことに疑問が突きつけられる。

Bさんの場合、民間斡旋機関が明示的あるいは暗黙的に求める養親像(Hayes他2011)への戸惑いと抵抗感を覚え、結局、あまりBさん個人の考え方や価値の転換を迫らない児童相談所から希望通りの乳児を紹介され受託している。しかし、児童相談所に対して結局、遠慮して本音や不安は十分に伝えられなかった。

T：調べるってどういう風に調べられたんですか？
(略)⁴

B：そのパンフレットにね、「里親になりませんか？」みたいな感じなのに載ってたんかな？はい。

T：こちらの場合、ここはどこか？あの、児童相談所にかけますよね？電話って。

B：はいはい。だからね、私ね、よくわからなかったんですね。どこがどうなんかよくわからなくて、それで、その間にどうせどっちにしたって、そのう、里親認定がもらえなかったら受託もできないので、その間、(略)研修会に出たらいいかなってしてて。そこでも斡旋してくださるみたいな感じがあって。で、その時の最初の方が、案外いい感じでした。「何でも聞いてください」って。(略)「正直にいろんなこと言うたらええよ」って言われて。(略)でもけっこういろんなこと聞かれて、あのう、出会い、主人との出会いとか(略)そんなことも根掘り葉掘り聞かれて。いろんなこと聞かれて。最初は5歳くらいの子をね、いいかなと思って、してたんですけどね、何かどうも、ええと、ちょっと大きい人より赤ちゃんの方がいいかなって、最初だいぶあれしてた(勧められた)のを断ったんですね。そしたら、何か「そんな人やとは思わなかった」みたいなことを言われて、でも「い

4 インタビュー部分の表記について、「T」は調査者、「？」は疑問符、()内は筆者が加えた補足的説明内容、○は事例が特定されないよう筆者が意図的に伏せたことを表す。(略)は語りの文脈を損なわない程度に個人情報保護目的と紙幅の関係上、省略したものである。

ろんなこと言っているって最初の他の方がね、おっしゃってたから言ったんですけど、だいたいこいついことを言われて、もうここはいいかな？って感じで。

つまり、当事者の「わからない」という語りには知識としてのそれより、新たな価値規準に出会い戸惑いや抵抗感があるという意味を含むと思われる。既に養子縁組を希望した時点で、血縁親子関係が当然とされる社会の価値規準を超えた可能性ある当事者であるが、個人の利益よりも利他、プライバシーよりも社会に開かれた家族、子どもの背景や特徴、健康状態を気にしない—つまり子どもにスティグマ付与しないで受け入れられるのか自己改革が迫られる。

4-2 養子縁組するまでの不安

特別養子縁組は、実親の同意が必要とされるが、時として実親の反対にあり、日本では実親の権利が優先される傾向があり、里親と子どものこれまでの関係形成、里親の養育実績が、家庭裁判所審判で簡単に白紙に戻され、実親の方に子どもが返される判例がある。

Aさんの場合、実親の行方不明で同意が確認できない子どもについては特に手続きが完了するまで「取られてしまったらどうしようっていう不安感」「今かわいがっておかないとみたいな危機感がすごくあった」。さらに、受託当初から同意を得ている子どもさえも最悪、実親の「気が変わったらどうしよう」と不安を拭えなかったという。Bさんの場合は、縁組前から児童相談所に示唆された点を思い返し、養育不安が拭えず、年齢制限間際まで申請を行わなかった経緯がある。

個別に様々な事情はあろうが、養子縁組手続きは比較的簡単に形式的に行われるものと語りながらも、手続き前の不安は高い様子がうかがえる。養親にとって、実親重視の司法・社会システム、非嫡出子への差別、養子縁組への一般の人々の無理解、家の恥・秘密として扱われる現実を改めて思い知らされる機会ともなっている。

A：(略) (子どもを迎える) 準備をしていたんですけども、いろいろ揉め事もあるので。生みの親の意向とこっちの意向が違うことがあるので。この子の時は1回、見相(児童相談所)に断ったんですけど。見相がどうしてもうちで、ということなんです。(略)

T：差し支えなかったら、その揉め事というのは？

A：ああ、揉め事というのは、うちとしては、まだ先に引き取った子どもが縁組が済んでないので、その後からしか縁組ができないので、何歳までといわれても。しかし、こちらのおじいちゃん、おばあちゃんは「引き取ったら、すぐに籍をいれてくれ」ということで、「それは無理です」と。先に引き取った子どもが終わってからしかできないといったら、「それはおかしい」とおっしゃって。向こうの事情ですよ。自分の戸籍にのること自体が嫌で。この子がのることが。(略) 向こうの親御さんは、この子のことが、自分の家の戸籍にのるということをご存知なかった。「そんな、のせない」「のらない」「そんなはずはない」みたいな、自分の家の恥のように(略)言う親で。そんなにおっしゃるんやったら、うちはまだ先に引き取った子が(縁組が)終わってないから、別の里親さんをお願いしてくださいと言ったんです。入籍が出来ないのはなぜかを説明したら、わかってくれたらしくて。向こうが折れてくれた。もう世間体がものすごい気になるご家庭のようで。(略) なんかすごい面子が大事でね。

4-3 乳児委託の価値

Aさん、Bさんともに、委託されたのが乳児で、細やかな育児の仕方を知らないために戸惑ったり体調を崩したりした。だが、乳児委託されたこと自体をどちらも非常によかったと捉えている。それは、親子関係の形成が比較的スムーズにいった、いわゆる試し行動も殆どなく、特別大きな葛藤や困難を感じなかった実感と結びついている。二人は、各種研修や他の里親体験談を聞くなかで、子どもの年齢が高くなればなるほど、親子関係形成に時間がかかり、いわゆる不調の一因ともなること、乳児委託は里親側の希望が高いが、乳児期以上の子どもが委託されることも少なくない現実を知っている。

だが、乳児委託そのものに価値をおくのは、それがより「自然な」親子のイメージに近づくものであり、周囲の受けとめ方も違うのを感じるからでもある。「ただ生んでいないだけで、育てるのは最初からだから」ケアが大変であっても乳児がよいという。

A：近所は、もう段々(子どもが)増えてくると。「あー、またか。また、もらったんか」という。これ以上言われることはありませんけど。

- T: そういうと、初めの頃が大変?
 A: 一番最初は大変ですね。突然だから。(略) 生まれてすぐ入ってくるのと、1週間くらいと、1歳超えた子がいきなりいるのとは、そのへんが、引き取る年齢によっても全然違う。
 T: なるほどね。小さいお子さんだったらね。
 A: もう赤ちゃんだったら。全然違和感ないし。
 T: みなさんいわれるように「また来られた。あー、このお宅は、そういう風にお子さん育てていくんだ」とみなさんが理解されているということですか?
 A: 直接は理解はない。

二人はともに、育児で体調不良やイライラして「おかしくなりそう」な時、身近にいる子育て経験のある親族や友人・知人に話し、子どもをあずかってもらい、悩みの軽減・解消や日々のストレスを発散している。「里子でも実子でも結局子育ては大変」で、「実子でないから」という悩みは日常的にないといい、他の子育て家庭と何ら変わりはないという感覚がうかがえる。

- A: 大変がっていても「そんな子育てでなんか、簡単にいくもんでない。しょうがないやろ。あんた、いらいらしても」(と) 逆に、またお母さんに叱られた。でもまあ、親なら、そう思うやろな。自分もそう思うから。(略) (お母さんも) きょうだいで同じ子育てしている境遇だから。そうやな、そうやなって。こんなことあるよな、やっていますけどね。だから、結構、結構聞いてもらえるし、助けてもらえるしね。
 T: 周りの人 (の支えが)、大きいですよ。
 A: 孤立しているとね。でも、思う時ありますよね。もし旦那さんも理解がなく親にもね、なくてね。そうになっていたら、もう私も子ども殺して私も死ぬかみたいなの、なるんやろうな、と思う時ありますよね。

また、公的な子育て支援サービスや里親支援サービスを積極的に利用する発想はなく、どのようなものがあるのか二人とも知らず、関心もうかがえない。

- A: たぶん制度があっても利用される方は、少ないと思いますよ。結局は自分たちで何とかしようとなってしまうよ。
 T: なんでそうなるんでしょうね。

- A: 子育てしているとそうなるでしょう。
 T: 結構、皆さん保育所 (に子どもを) 出しますよ。
 A: 働いている方はね。でも家にいる方はね、結構自分でしてしまう方が多いですよ。しょうがないからか。

思春期に養子ゆえの親子関係の危機段階は予想しているが、まず身近な人に相談するのが優先で、公的機関への相談は最終的な位置づけである。Bさんは「よくわからなかった」と教育産業サービスを利用していることもあり、家庭の文化・教育方針、経済的背景、利用可能な地域資源等との関連で考察する必要があるが、次節でみるように、できる限り近隣の人に子どもを見られたくない心理、いわば「地域デビュー」を遅らせることもあるのではないかと推察される。

4-4 地域住民からのスティグマへの対処

Aさんは、初めて養子縁組する前半年くらいは母子で近所に外出しなかった。「どんな目で見られるかと思って、はじめはね」。それは地域の気候条件により外出が難しい面もあったが、やはり緊張感があったという。そして、初めて外出した時は「人の家の前を通らないようにして。向こうには後ろを回って帰ってくるんですよ。で、慣れて、段々慣れて。で、こう一段下がってね、散歩したりしてました」。その頃、母子は「ピリピリして」不安定な時期であったという。

Bさんも近隣住民へ説明する際の緊張について語り、何気ない住民の反応や言葉で傷ついた経験をもつ。他方、住民から子どもをあたたく受け入れてもらい、救われた経験もあると語る。

- T: 近所の人みんな知ってるというのはもう、それは自然とわかった?
 B: ああ、だから、はい。妊娠してないのに、ね? 子どもが突然来たらね、おかしいと思われるんで、「いや、養子にもらったんです」って言ったんです。(略) 「いや、お子さん来てはるみたいだけどどうなの?」みたいな言われたから、「いや、養子をもらうことにしたんです」って言ったら「えっ、養子ですか?」みたいな言われたし私もカチンときて、「嫌やなあ」みたいな感じで。

成長に伴い子どもの地域社会での行動範囲が広がると、養親自身も地域社会での活動・交際範囲が広

がる。それは良い面でもあるが、「そこまで拡げてくれるとどうなるのかな、という不安」が養親に出てくる。養親子の事実が知られているのかわからない住民に対して、相手も養親も聞けない・言えない関係が多く成立し、拡張した人間関係のなかで「直接的に何か」問題が起こらなくても「何か起こったら」という不安、否定的な噂の連鎖・拡大を恐れる。

では、Aさん、Bさんは、地域住民の噂や偏見・好奇の目で見られることにどのように対処しているのか。

B：親しい友達に言うと、その人たちがもうね、(他の人に)しゃべってますからね、なんかいちいち、もう、ね、言わなくても聞いてこないしね。たまにデリカシーのない人はね、「あの、どうされたんですか？お腹大きくなかったですよ？」言うてね、聞いてくれる人もいますけどね(笑)。

狭い範囲の居住区域－特に子どもが日常的に関わる範囲－の住民一部、子どもの同級生の保護者の一部に告白・説明する、信頼できる人・親しい人に説明・代弁してもらう、人との交流を避け、あるいは制限し、尋ねられる機会を少なくする。逆に、多くは知らないが理解者をつくるために思い切って交流し必要があれば告白する。問われた時は隠さず、嘘をつかず正直に言う。地域におけるこのような対処は、どちらも居住人口が少なく地域の間人間関係が重要な「隠せない」土地柄、しかしながら、住民の流入が激しくはないがそれなりにある地域社会の特性がその背景にあり、都市部周辺との違いを若干感じさせる。

A：自然に、噂になったら、噂になったらで。噂は何日ということもある。ほとぼりが冷めるまで「知らないー」顔をしていて。聞こえていても「知らないー」顔をしていて。そういうのもあるんで。たぶん特に、うちは親と子の差が狭いので。年齢の差が。(略)はたから見ても、全然知らない人から見ても、普通に家族なんですけど。

なお、Aさん、Bさんともに、自身の年齢の問題について語り、子どもを養育するに足る体力の必要性とともに、自分と同じ年代でない親との世代間ギャップ、保護者参観日等で若い保護者の間にいる辛さ、「年寄りだなといわれると困る」と自身の年齢を反映した外見・容貌が気になることがあるという。

親子の年齢差が平均的でないこと、さらに、親子が似ていない容貌であることが養親子の徴として見なされる。自分と子どもの顔を露骨に見比べられる、家族全員分の顔を見られる経験があり、直接、実の親子か尋ねられることさえある。また、養親自身、特に子どもの成長につれ親子の容貌が似ていないことが周囲にどう受けとめられるか気にかかることもあるという。

4-5 集団生活がはじまる不安

血縁関係がないことを親から子へ伝える真実告知については、研修等でその必要性について学び、二人は納得して実施している。ただ、子どもの発達・年齢によって段階的に伝え、実親との交流は一切なく、現時点では全てを詳らかにする必要はないと感じている。告知したことで、子どもが、親子関係及び愛情について確認行為を繰り返したり、不安定になったという経験をAさんとBさんは長い時間をかけて語っている。

しかし、むしろ、最も悩んだ様子で語られたのは、集団生活がはじまってからの親子をとりまく周囲への告白、暴露、スティグマに関するエピソードである。

(1) 幼稚園、小学校でのスティグマとその対処

就園・就学までは、地域の子育て支援の場の活用等も控え、子どもを家庭外部から「守れる」から心配することが少なかったが、子どもが集団生活に入り、当事者に新たに悩みや不安が生じる。目の届かないところで「誰から何をいわれるかわからない」不安、親子ともに「なんかおかしい」と見られ、「変に探りをいれてこられる」「避けられる」等の経験をする。

幼稚園・小学校には、年度や担任教師が代わるたびに面談をお願いして里親・養親であることを説明する。それをしないと「何があるかわからない」「言っておかないと何を突然言い出すかわからない」からという。例えば、就学後、出生について取り扱う道徳や生活科の授業があり、乳児期の写真や母子健康手帳を持参させたり、親から生い立ちを聞く宿題が出たりする。Aさんは偶然、このような内容の授業が保護者参観日に行われることを同じ校区の親族から聞いて事前に知り、教師に相談し授業内容を少し変更してもらっている。Bさんの子どもは、「先生はこんなこと言って私はわからへんのに、こんな嫌なことをね、聞かれた」「赤ちゃんの時のこ

と、お母さんわからへん」から宿題をどうしようとBさんに打ち明けてきた。Bさんから幼い頃のことを伝え安心した様子も見せたが、後日、学校から、自分が作った箱に押しピンを刺す不安定な行動が見られたと報告を受けた。

既に二家族ともに真実告知を就園・就学前から行っていたが、幼稚園・学校においては、当事者が直接子どもを守れず、教師に情報管理・操作を委ねるしかない。だが、教師は養子・里親制度の理解に乏しいことが多く(庄司2003)、配慮のない授業や指導を行い暴露しかねず、当事者は教師へ具体的にどうしてほしいのか要望を伝え、いわば間接的な情報操作を試みる。理解や力量に乏しいと思われる担任教師には言わず、校長等の管理職に相談する場合もある。

Aさんが最も心配するのは、子ども集団内で起こる混乱よりも、子ども集団トラブルから発展した親が関与する子どもの排除・隔離である。「あそこの子は…」と保護者間で噂になり、それでとどまらず、保護者を通じて他児に何らかの排除行動をとらせるに至ることがある。Aさんの子どもは「遊ぼう」と誘った時にあの子とは遊んだらいけないと他児と遊ばせてもらえなかったことがあるという。このことは「単なるいじめではない」。だから教師に期待するのは「偏見というか差別というかが生まれるのが怖い」ので、そこに至らないように止めることという。また、教師には、嘘はつかず、本当のことを言ってもらっていい、他の保護者が問い合わせきたら「そうです」と肯定すること、「でも悪いことではない」「変な目で見ないでください」と伝えてもらう。

そして、他の保護者の中で「味方」をつくることが大切となる。Aさんは、噂を止めようとした保護者の存在に救われた思いがある。辛い経験のなかから、ある程度の信頼できる友人、母親仲間、学校や幼稚園教師には隠すことよりもむしろ言うことが大事と感じている。Bさんも保護者会で役員等をする中で、保護者のなかに「味方」をつくる、教師との結びつきを強め情報をいち早く察知する等の対処をしている。

(2) 子どもの告白、暴露危機への対処

しかし、大人が全て情報管理・操作できるわけではない。養子・里子自身が周囲に暴露あるいは告白することがある。親子関係のなかでは何ら隠すべきでないことが、周囲になぜ隠さなくてはならないのか

を幼い子どもはまだ理解できていない。スティグマについては本来、当事者側に何の落ち度もないことで、理不尽だが隠さねばならない、そのことを養親は、子どもにそれとなく対処の仕方とともに伝え、あるいは子ども自身がトラブルを通して学ぶ過程を見守るしかない。

例えば、Aさんの子どもは、幼稚園で「お母さんのお腹から生まれてない」「神様から生まれた」と発言し、他児と言い合いになり、担任教師が「みんなは神様から選ばれて生まれてきた」といいその場を収めたものの「そんなん違う」「嘘つき」「絶対赤ちゃんはお母さんのお腹から生まれてくる」と一部の子どものから言われ続け耐えていた。Aさんはそれを知り「もうそのお話はおうちの中だけにしよう」と伝えている。その後、小学生になった子どもが一番仲のよい友達に告白したいと言いついたことがある。その頃には子どももスティグマ付与される恐れについて感じとっていたのか、Aさんに事前に相談し、内緒話で、一人だけに話をとどめておこうねという親の助言を素直に受け止めている。いずれも予め教師や子どもの友達の保護者にAさんが説明し、予防的対処がなされている。

これらの困難の特徴は、成長に伴う子どもの自律性と行動範囲の広がりにより、親の情報管理・操作下におけず、親の方は、予測、先手を打つ対処をするが、それでも予測外のことが起こり、子どものショックや悩みを受け止める必要が出てくる。それは親子関係のなかで真実告知が了解されていたことが改めて揺るがされることでもある。そして、親子間での問題解決は図られても、子ども・保護者集団のなかでの真の解決はなく「向こうが受け入れて納得するまでは、分かってもうまでは何ともしようがない」と事態の収束を待つのである。

5. 支援機関・組織に対する当事者の意味づけ

5-1 児童相談所の承認役割

様々な子どもに関わる心配ごとについて、Aさんはまず夫婦で話し合い、ぎりぎりまで学校等に相談しながら、「最後究極は児相で相談」と児童相談所を困難の度合いが大きい時の相談相手と考えている。その理由として、「いろんな子ども」「いろんな家族のかたち」を知る専門機関であることが挙げられ、「ほんとに究極の難しいことになる」と児相に聞かないと対応しきれないかもしれないですね。やっ

ぱり普通に、お母さんたちとはちょっと違うから」
「血の繋がりのない子でいるんなことが起こったら
どうしようというのはあるんですね」という。つまり
「一般的」「標準的」な家族モデルが前提されてい
ないなかで相談できる利点があるようだ。

養子縁組し里親委託措置解除となり、あるいは職
員の異動が激しいため、児童相談所と関係が切れて
しまう里親・養親は多い。Bさんも、養子縁組前か
ら児童相談所との関係は薄く、縁組後は途切れてお
り、子どもに関する悩みを抱えながら、個人的に別
の様々な専門家をあたっている。

対して、Aさんの場合は、偶然、養子縁組手続き
までに長い期間がかかり特定の職員が継続して相談
にのる体制がつくられた等の要因で児童相談所と関
係が継続している。だが、そんなAさんでも「絶対
確認しなくちゃいけない時しか電話しない」のた
が、相談所側から積極的にかかわる姿勢があること
で、危機的な状況に即、相談・対応できる関係が維
持されている。

また、自分達の子どもへの対応に対して「それで
いいですよ」や「こうしてあげた方がいいですよ」
と評価があり、それはAさんにとって「すごい楽」
「OKなのかNGなのかとか、こっちがやっぱり判断
できないというか、不安なところがあるので。やは
り確認させてもらおうと、そこで安心して、ああよ
かった」となる。また、「すごくいい里親さん」「絶
対Aさんとこやったら大丈夫やから」と評価され、
養親を「本当にやっててよかった」「里親になって
よかった」と承認された思いを語る。家族外で肯定
的承認を得るという経験は養親にとって大きな意味
をもつ。

5-2 里親会での里親・養親同士の「同類」連帯 と差別化

養子里親も養育里親と同じ地域里親会に属し、
何ヶ月間に1回程度、研修や里親同士の交流を促進
する催しがある。Aさんは、あまり参加している方
ではない。Aさんの場合、平日時間帯、遠方でアク
セスが難しい地域、託児サービスがあっても子ども
をそこまで連れて行く大変さと未受託の他の里親に
子どもの声が聞こえる遠慮、「私が聞きたいところ
と的がはずれている講習が結構ある」とニーズの違
いも重なり「ショックを受けてもう行かない」と
思ったこともあるという。また、会のなかでは比較
的若い年齢層に当たるAさんにとって、里親同士で

あっても幼稚園の保護者同士のような対等な関係で
ないように感じ、里親会は「組織的な何か『こうで
すよ』みたいな、『来なさいよ』みたいな、そうい
う感じがちょっとする」「ちょっと上」の指導的立
場と捉える。養子里親と養育里親が区別された法改
正の影響は感じていないが、他の里親との立場の違
い、違いを越えて話しあうことに困難があると感じ
ている。Aさんは、養子縁組後、里親登録の更新を
するかどうか迷っており、今後の里親会とのつなが
りはさらに弱くなる可能性がある。

Bさんは、次の子どもを受託する予定はないとし
ながら、里親登録は更新し、里親会所属は続けるつ
もりである。Bさんの夫は既に養子縁組した子ども
がいるので更新の必要はないのではないかと、里親会
についても「あんまりそっちの人たちとかかわりをも
たんでいいん違う？みたいな」意見があった。この
ような意見は珍しくない。養子縁組後、里親会と
関係を絶つ人は多い。特に未受託の養子里親にとっ
て、児童相談所や民間斡旋機関等に委託希望をア
ピールする場として里親会があり、縁組目的が達成
されれば所属する必要性を強く感じないからである。

Bさん自身は続ける理由に他の里親からの情報を
重視していることがあるが、特に、子どもが思春期
の頃になれば、繋がっていた方が「自分だけが特
別」という意識をもたず、同じ立場・境遇の者がい
ることを知り、話をし、友達をつくれてよいとの考
えがある。しかし、ここで、Bさん自身が繋がりを
重視するというより、子ども自身が繋がりがもてる
ようにと語っていることが特徴的である。Aさんも
近い将来民間機関が開催する養子が集まるイベント
への参加を考えている。Bさん同様にねらいは、子
どもに「同じ立場」の友達をつくらせることである。

では、Aさん、Bさん本人にとって、里親会、里
親・養親同士の交流はどのような意味をもつものな
のか。同じ悩みを共有する連帯意識は強くないの
か。Aさんは、「同じ立場」の里親・養親と交流し、
同じ悩み・困難を深く共感しあい、どのような対処
をしているのか自身の養育の参考にしたいという。

A：それが里親同士でできるとまた違うんですけど。
そういうね、本当に歩いていてパツとしゃべれる
ようなのがあっていいんですけど、そこまでなか
なかね。この辺はね。たぶん、でも〇〇とかそっ
ちの方はもっとそんな感じだと思います。やはり
場所によって違うと思いますけど。

T：里親さん同士ともしゃべりたいっていうのはありますか。

A：ありますよね、やっぱりね。同じ感じで今特に私が思うのは、やっぱり〇〇障害のある子どもを実子さんじゃなくて、里子とか養子でもらった親御さんと、それも同年代で、子ども同士が同じ年ぐらい、小学〇年生、〇年生ぐらいの子どもを持っているお母さんとしゃべってみたいです。

しかし、里親会が里親同士の交流促進をしようとしても、「踏み込んでいろいろ聞いてもいいのかなというのがけっこう、みんな一線がある」「聞いて間違っていたらどうしようと思うと聞けなかったりする」。つまり、「同類」のなかでの差別化 (Goffman1963=1980) が起こり、里親同士がお互い負の情報を新たに発見する・されるのを恐れ、結果、「同じ立場」の里親と出会う確率はより低くなっている。

背景には、地域性もある。里親数も多く、委託されている里親も多い都市部の地域では、より自分の立場に近い里親が見つかる可能性は高いが、人口も少なく里親数が限られる地域では、委託されている、「同じ立場」の里親は少ない。個人情報保護法下、里親個人が簡単に他の里親に関する情報は得られない。インターネット、ソーシャルメディアを通じて地域を越えた里親・養親同士が繋がる展望については、実際やっていないと具体的イメージがつかないようであった。

6. 養子里親・養親の養育困難の特徴

6-1 スティグマによる困難の拡大・深化

これまでみてきたように、養子里親・養親の困難を大きくする、あるいは困難を大きく感じさせ、負担感を増すことにスティグマがあり、その対処がなされている。学校の授業や子どもとの近所での散歩一つとっても、他の人々が何ら気にせず日常生活を送れるところが、当事者にとっては心配と苦痛が生じる場面となり、育児の孤立化傾向の誘因となる。Aさんのように「親が気にするから」いけないのだ、自分が我慢すればよいのだと個人の内面の問題として感じる当事者も多いと考えられる。事実、当事者自身が養親になることを決意してから、自身にも内在化していた非血縁家族についての負の意識を相対化していく過程と重なる。

また、「ふつうの家族」意識、一般の実親による養育と変わらないと感じている傾向があり、当然、養親家庭といっても一般家庭と共通する部分はあるのだが、その思いがスティグマにより強化されている可能性がある。つまり、スティグマ対処として、ふつうの家族であることを示していくことが当事者には必要であり、それは、家族の自律性、一般の家庭との積極的交流、子どもに問題はないこと、家族成員の団結があり家族問題はないことが強く目指される。少々の困難を感じても公的機関には相談せず公的資源利用を控え、私的な解決を優先し、実親の養育や実子と変わらないことを確認できると安心する。一方で、実親の養育と変わらないという感覚があるからこそ、日常、困難を感じずに過ごせている可能性もある。

一般の家庭においても公的機関への相談を逡巡する、抵抗感があり、福祉サービス支援対象となる、公的援助を受けること自体がスティグマとなることもある (Spicker1984=1987)。さらに、養子里親・養親は「覚悟して引き取った」「何があっても頑張って育てます、と言ったのだから」と投げ出せない思いが強く、弱音を吐きにくいのではないかと考えられる。養育里親も公的機関に相談しにくいと感じる傾向はあるが、その意味付けにはかなり差異があると思われる (宮里・森本2011)。

一方で、逆に、養親子の特異性を認め、周囲に告白することも一つの対処としてなされている。それは理解者を得る行為であるとともに、気にするようなことでない、特別視する方がおかしいということを手元に暗黙に伝える。ただ、積極的に万人に対して告白することは難しい。理不尽に感じても、養親にとって自分がスティグマ付与されることは我慢しても自分以上に子どもに影響があることを恐れ、告白や怒りの表明、対決ができない状態におかれる。もちろん、子どもが傷つくことをいかに守るかという語りのなかに、里親・養親自身が恐れ、傷ついていることがうかがえる。

特に、就園・就学後は暴露されないよう教師に情報管理・操作を求め、子ども集団に対しての差別や社会的排除についての教育・指導は積極的には求めない。そして、目に見える排除行動が起こった時は、養親の無力感がある。子どもにスティグマについていかに知らせ、対処をさせていくかということが当事者の考えるところとなる。

養子縁組後、公的に里親支援対象からはずれても

子どもの成長とともに、ケアに関しては乳幼児期から比べると「楽」になるが、スティグマに関してはその悩みはむしろ深くなる面がある。逆に、時間経過とともに周知の事実となれば、当事者・非当事者ともに「慣れて」いく面もある。

ところで、養親は、親子一体に捉えている場合と子どもと自分とはまた異なった立場、特に、親よりも子どもの方がよりスティグマを負いやすい立場と考えているようだ。それは里親会あるいは他の里親・養親についてのアンビバレントな態度に表れ、養親は里親会を同じ困難を共有する集団、自身が帰属する集団と見なす面と、集団内での差異を発見し差別化する、自分は違うと距離をおくことがある。

なお、比較分析とまではいかないが、筆者らの調査で、養育里親にも周囲の理解が得られないことで困難を感じていることはある。だが、基本的に周囲に隠す必要性はない、里親の社会的意義をいかに理解してもらうかが課題と考え、積極的に里親子であることをアピールする里親もいる。それで、周囲から賞賛を浴びる、応援されることさえ実際あり、社会的承認を得られる実感がある（森本・野澤2006）。養子里親・養親がスティグマを問題視しながらも対決することより、適応的対処をしていることと大きく違う⁵。

6-2 困難の語り方、語りえない困難について

自分や家族のことを語ることは、それだけで抵抗感ある作業である。本調査でも当初、「実子さんにしてもそのへんは同じだと思う」「生んでいても、もらっていても一緒だと思う」という対象者の応答が多く、当事者の主観では一般の子育てと共通部分が多く、従来の研究同様、その困難の特徴としては、受託初期と思春期の一時期、真実告知をめぐる部分等の親子関係の問題が焦点化されやすかった。しかし、インタビュー回数を重ね、より内面的な葛藤に迫ると、これまで当事者が困難として語りえないことがあったことが浮かびあがってきた。例えば、初回に近い頃は、日常、夫をはじめ親族や友人に支えてもらっているから大丈夫という語りが、実はいくら仲がよい友人でも実親子でないことで深くはわかりあえない部分があり、話をごまかしたり、

避けたり、適当に合わせたりと気遣いをするという語りが次第に現れるようになっていく。語りの変化は、調査者との相互行為の影響もあると思われるが、スティグマとも関連している。恐らく当事者の日常の対処が反映されていると考えられる。

ところで、周囲に告白する養親は少ないといわれている（厚生労働省2003）。だが、本稿で見たように周囲に告白しているAさん、Bさんは決して特異な存在でなく、里親会や当事者支援団体等で活動に力を入れたり、発言力あるリーダー的な当事者でもない。多くの、ともすれば世間に埋もれたい弱い立場の当事者にむしろ近く、告白せねばならない状況・地域環境におかれ、しかし常に、隠すかどうか迷いながら対処しているという理解が必要である。

最後に、里親子や養親子に対するスティグマがなぜあるのかについてまでは本稿では分析していない。スティグマは自明のものではなく、その社会的文脈によって意味が変わってくるということが知られている。血縁関係、あるいは一定の家族モデルを前提する社会のなかで、社会的養護問題においては実親の親権の見直しも含め、児童虐待、養育里親の養育長期化問題等への今後の対応と関連して、養子制度に対する社会的位置づけ、見方が変わるであろう。

また、本事例は、学童までの養子養育事例であり、思春期・青年期以降のスティグマをめぐるのはまた違った困難な状況があると推測され、これらについては今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿は平成22年度～平成25年度科学研究費補助金（基盤研究（C））『里親養育に関する社会的支援モデルの開発研究－縦断的・質的調査を中心として』（課題番号22530643）の研究成果の一部である。

〔謝辞〕

研究目的にご理解を示し、調査にご協力いただいた里親・養親の方々、関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

〔文献〕

1) Goodman, R., 2000, Children of the Japanese

5 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親及びファミリーホーム養育指針」（2012年3月）では養育里親について周囲にオープンにすることを推奨しているが、養子里親や親族里親については慎重にすべきとしている。また、Hayes他（2011）によると、日本の民間機関の養子講座では、「世間」をどう扱うかについて焦点が当てられることが多いという。

- State; The Changing Role of Child Protection Institutions in Contemporary Japan, Oxford University Press (=2006, 津崎哲雄訳『日本の児童養護－児童養護学への招待－』明石書店)
- 2) Goffman, Erving, 1963, Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity, Prentice-Hall, Inc. (=1980, 石黒毅訳『スティグマの社会学－烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房)
 - 3) Hayes, P. and Habu, T. 2006 Adoption in Japan: Comparing Policies for Children in Need, Routledge (=2011, 津崎哲雄監訳, 土生としえ訳『日本の養子縁組 社会的養護施策の位置づけと展望』明石書店)
 - 4) 和泉広恵 (2006) 『里親とは何か 家族する時代の社会学』勁草書房
 - 5) 木ノ内博道 (2009. 10) 「地域里親会の現状と課題」『里親と子ども』4, 7～12
 - 6) 桐野由美子 (1998) 「意識調査を通してみた日本の子どものための養子縁組 その1: 当事者と非当事者の比較」『関西学院大学社会学部紀要』October, 129～141
 - 7) 桐野由美子 (1999) 「意識調査を通してみた日本の子どものための養子縁組 その2: 日米専門職の比較」『関西学院大学社会学部紀要』November, 113～125
 - 8) 古澤頼雄 (2005) 「非血縁家族を構築する人たちについての文化心理学的考察－その人たちへの社会的スティグマをめぐる－」『東京女子大学比較文化研究所紀要』66, 13～25
 - 9) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 (2003) 『子どもを健やかに養育するために－里親として子どもと生活するあなたへ』日本児童福祉協会
 - 10) 厚生労働省「社会的養護の現状について (2012年6月)」(アクセス2012年8月25日) http://www.go.jp/bunya/kodomo/shakaiteki_yougo/dl/yougo-genjyou_01.pdf
 - 11) 宮里慶子・森本美絵 (2011) 「養育里親の『不確実性の引き受け』による問題対処と支援ニーズ」『千里金蘭大学紀要』8, 28～39
 - 12) 森和子 (2005) 「養親子における『真実告知』に関する一考察－養子は自分の境遇をどのように理解していくのか－」『文京学院大学研究紀要』7, 1, 61～88
 - 13) 森和子 (2009) 「生みの親と育ての親をもつ養子のアイデンティティ形成に関する一考察－出自を告知されずに成人した養子の事例分析－」『文京学院大学人間学部研究紀要』11, 1, 111～129
 - 14) 森和子 (2010) 「養子の成長発達のプロセスに関する一考察－生みの親と育ての親との関係性の変化に注目して－」『文京学院大学人間学部研究紀要』12, 189～209
 - 15) 森本美絵・野澤正子 (2006) 「里子Aの成長過程分析と社会的支援の必要性: 里親家庭Cへの継続的インタビューを通して」『社会福祉学』47(1), 32～45
 - 16) 西田芳正編著, 妻木進吾・長瀬正子・内田龍史著 (2011) 『児童養護施設と社会的排除 家族依存社会の臨界』解放出版
 - 17) 野辺陽子 (2009) 「養子縁組した子どもの問題経験と対処戦略－養子の実践と血縁親子規範に関する一考察－」『家庭教育研究所紀要』31, 88～97
 - 18) 野辺陽子 (2012) 「なぜ養子縁組は不妊当事者に選択されないのか?－「血縁」と「子育て」に関する意味づけを中心に」『季刊家計経済研究』Winter, 93, 58～66
 - 19) 司法統計検索システム <http://www.courts.go.jp/shihoutokei/nenpo/pdf/B22DKAJ02.pdf>
 - 20) Spicker, P., 1984, Stigma and Social Welfare, Croom Helm, Ltd. (=1987西尾祐吾訳『スティグマと社会福祉』誠信書房)
 - 21) 庄司順一 (2003) 『フォスターケア－里親制度と里親養育』明石書店
 - 22) 田中理絵 (2004) 『家族崩壊と子どものスティグマ－家族崩壊後の子どもの社会化研究』九州大学出版会
 - 23) 富田庸子 (2011. 3) 「育て親家族におけるテリングの効果についての探索的検討」『鎌倉女子大学紀要』18, 27～38
 - 24) 環の会 (2008) 『環の会が提唱している「テリング」に関する検討と提言』独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業報告書
 - 25) 養子と里親を考える会編, 湯沢雍彦監修 (2001) 『養子と里親－日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』日本加除出版